

資料 2

総合事業の事務手続きについて

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

海田町役場 福祉保健部 長寿保険課

総合事業の利用対象者について

(1) 総合事業の利用対象者

- ①平成 29 年 4 月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた人
- ②平成 29 年 4 月以降に、基本チェックリストで「事業対象者」と判定された人

(2) 被保険者証の記載内容について

チェックリストに該当した被保険者に、「事業対象者」と記載した被保険者証を発行します。

要介護状態区分等		事業対象者	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 4 月 1 日	「要介護状態区分等」欄に「事業対象者」と記載	
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	「認定年月日」の欄には、基本チェックリスト実施日を記載 ※「認定の有効期間」の記載なし	
居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額 年 月 日 ~ 年 月 日 1 月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額		
サービス利用時には、チェックリストを受ける必要 があります。		サービス利用時の注意事項を記載します	
種類の指定			

サービスの利用は、介護予防ケアマネジメントの届出年月日以降から利用可能です。

給付制限	内 容	期 間
居宅介護支援事業 者もしくは介護予 防支援事業者及び その事業所の名称 又は地域包括支援 センターの名称		開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
		開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
		開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
	海田町地域包括支援センター	平成 29 年 4 月 1 日 届出年月日
介護保険施設等		届出年月日 年 月 日
		届出年月日 年 月 日
	種別	入所等年月日 年 月 日
	名称	退所等年月日 年 月 日
		入所等年月日 年 月 日
	種別	入所等年月日 年 月 日
	名称	退所等年月日 年 月 日
		退所等年月日 年 月 日

地域包括支援センター及び介護予防ケアマネジメント
届出年月日を記載します

※「事業対象者→要支援者」，「要支援者→事業対象者」
に変更になった場合も届出が必要です。

利用者負担について

(1) 負担割合について

事業対象者も限度額管理の対象となるサービスの利用者負担は、現行の要支援認定と同じく、負担割合に応じて1割又は2割です。

負担割合証により負担割合を確認してください。

※介護予防ケアマネジメントについては、介護予防支援費と同様、利用者の自己負担はありません。

(2) 主な公費負担の適用について

サービス種類	被爆者に対する助成事業 (81)	生活保護の介護扶助 (12)	公費の請求方法
訪問型介護サービス (現行相当)	○	○	現行と同じ（請求明細書の公費欄に記入し、国保連合会へ請求）
通所型介護サービス (現行相当)	○	○	

※訪問型介護サービスの助成対象者となる被爆者は、現行の予防訪問介護と同様、低所得世帯の被爆者として認定を受けた人に限ります。

その他の公費医療の適用については、「保険優先公費の一覧」を参照してください。

(3) その他の負担軽減制度

・高額介護予防サービス費相当事業

総合事業によるサービスの自己負担額が高額になり、月額の上限額を超えた場合には、介護予防サービス費と同様に償還払いにより事業費を支給します。

※支給申請手続きが必要です。対象となる方に申請書を送付します。

・高額医療合算介護予防サービス費相当事業

総合事業によるサービスの自己負担額と医療保険の自己負担額が年間の上限を超えた場合には、高額医療合算介護予防サービス費と同様に償還払いにより事業費を支給します。

※支給申請手続きが必要です。対象となる方に申請書を送付します。

・社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が提供する、訪問型介護サービス（現行相当）、通所型介護サービス（現行相当）については、所得の低い方に対する利用者負担軽減制度の対象になります。

※長寿保険課介護保険係へ申請し、所得が低いことにつき確認を受けることが必要です。

軽減の実施の有無については、サービス提供事業者へ確認が必要です。

・災害・収入激減による減免

災害により著しい損害を受けた場合や、生計を支えている方が長期入院して収入が激減した場合などの特別な事情により利用料の支払いが一時的に困難になったと認められた場合には、減免の対象になります。

※長寿保険課介護保険係へ申請し、減免対象者の認定を受けることが必要です。

総合事業のサービスの請求事務について

(1) 国保連合会へ請求を行うサービス

指定事業者によるサービスについては、現行どおり、国保連合会へ明細書（レセプト）を送付し事業費（9割または8割）を請求してください。

(2) 区分支給限度基準額について

要支援者の区分支給限度基準額については現行どおりです。

事業対象者の区分支給限度基準額は5,003単位です。（必要と認められる場合に限り、10,473単位まで利用できます。）

※要支援者の場合は、介護予防給付のサービスと総合事業のサービスについて一体的に限度額管理を行います。

(3) サービス種類のコードについて

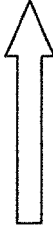
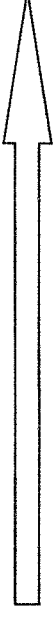
①訪問型サービスについて

海田町における サービス名称	サービス種類 コード	サービス種類名	内容
訪問型サービス (現行相当)	A1	訪問型サービス（みなし）	平成29年度中、現行相当訪問サービスを利用する場合に使用
	A2	訪問型サービス	平成30年度以降に現行相当訪問サービスを利用する場合に使用

②通所型サービスについて

海田町における サービス名称	サービス種類 コード	サービス種類名	内容
通所型サービス (現行相当)	A5	通所型サービス（みなし）	平成29年度中、現行相当通所サービスを利用する場合に使用
	A6	通所型サービス	平成30年度以降に現行相当通所サービスを利用する場合に使用

③サービスコードの使用例

パターン		使用するサービスコード	
現行	⇒ 移行後	H29.4	H30.4
介護予防訪問介護	⇒ 訪問型サービス (現行相当)	 介護予防訪問介護 【61】	 介護予防訪問介護【61】→ 訪問型サービス【A1 (みなし)】※ ● 要介護更新認定又は区分変更認定の時に、A1のサービスコードに切り替わります。 ● A1は事業所所在地の地域区分の単価で請求
		 訪問型サービス【A2 (現行相当)】 ◎ 一律に海田町の地域区分の単価で請求	
介護予防通所介護	⇒ 通所型サービス (現行相当)	 介護予防通所介護 【65】	 介護予防通所介護【65】→ 通所型サービス【A5 (みなし)】※ ● 要介護更新認定又は区分変更認定の時に、A5のサービスコードに切り替わります。 ● A5は事業所所在地の地域区分の単価で請求
		 通所型サービス【A6 (現行相当)】 ◎ 一律に海田町の地域区分の単価で請求	

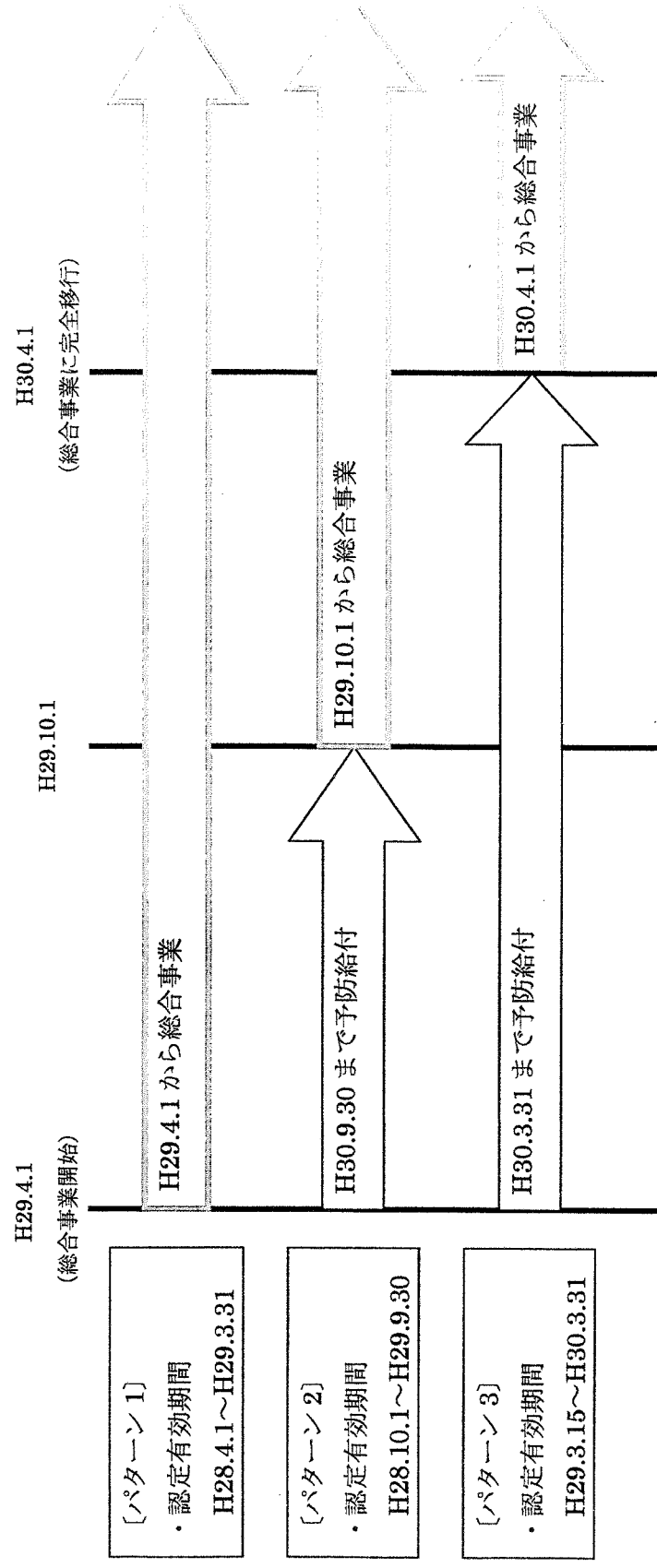
○平成 29 年 4 月利用分以降の訪問型サービスや通所型サービスを請求される場合には、今まで請求時に 61：介護予防訪問介護を入力していた項目に A1：訪問型サービスを、65：介護予防通所介護を入力していた項目に A5：通所型サービスを入力します。

○平成 30 年 4 月利用分以降の訪問型サービスを請求される場合には、A1 と入力していた項目を A5 に、A2 と入力していた項目を A6 と入力するようになります。

※要支援認定者の総合事業への移行について

平成 29 年 4 月以降に更新を迎えた人から順次移行していきます。平成 30 年 4 月までには完全移行します。

請求時に介護予防訪問介護【61】・介護予防通所介護【65】から訪問型サービス【A1（みなし）】・通所型サービス【A5（みなし）】のサービスコードに切り替えるタイミングは、更新認定や区分変更認定を受けた時からです。



(4) 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の請求について

① 請求する報酬の区分

介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費のどちらを請求するかは、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用しているかどうかによります。

利用者	サービスの利用状況 (限度額管理対象)	請求する報酬区分
要支援者	介護予防・地域密着型介護予防サービスののみ	介護予防支援費 (※予防給付用の請求書を利用)
	介護予防・地域密着型介護予防サービスと総合事業のサービスの併用	介護予防支援費 (※予防給付用の請求書を利用)
	総合事業のサービスののみ	介護予防ケアマネジメント費 (※総合事業用の請求書を利用)
事業対象者	総合事業のサービスののみ	介護予防ケアマネジメント費 (※総合事業用の請求書を利用)

② 国保連への請求先について

介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の請求については、現行通り地域包括支援センターが行います。
介護予防ケアマネジメント費委託料は、介護予防支援費の委託料と同様に、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に支払います。

(5) 月途中で区分変更があった場合の取り扱いについて

① 給付管理票を作成する者

月途中で要介護・要支援状態及び事業対象者をまたがる変更があった場合、現行と同様、月末時点での地域包括支援センター（介護予防支援事業者）又は居宅介護支援事業者が給付管理票を作成します。

②居宅介護支援費等の請求について

現行と同じです。①において給付管理票を作成した者のみが、居宅介護支援費・介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費のいずれか該当する区分の報酬を請求します。日割りは行いません。

③適用する区分支給限度基準額

現行と同じです。いずれか重い要介護状態区分を適用します。給付管理票には、重い方の状態区分を記載してください。

※要介護状態区分等が重い順

要介護 5～1＞要支援 2＞事業対象者＞要支援 1

④日割り請求について

月途中で要介護・要支援状態及び事業対象者をまたがる変更があった場合には、月額包括報酬となっている総合事業のサービスについて、日割りによる請求を行います。

ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は、月額報酬を算定します。

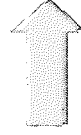
(6) 通所型サービスの単価について

通所型サービスの単価は利用回数で整理します。要支援 1 は週 1 回、事業対象者は原則週 1 回とします。

☆介護予防通所介護では要支援 2 は 3,377 単位のところ、総合事業では要支援 2 で週 1 回程度の利用の場合は、1,647 単位の区分を使用してください。(週 2 回程度の利用の場合は、現行どおり 3,377 単位となります。)

〈平成 29 年 3 月 31 日まで〉

予防通所介護	
要支援 1	回数に関わらず同一単価
要支援 2	回数に関わらず同一単価



〈平成 30 年 4 月 1 日以降〉

総合事業の通所型サービス	
週 1 回程度の利用	1, 6 4 7 単位 (月)
週 2 回程度の利用	3, 3 7 7 単位 (月)

※加算については現行通りです。

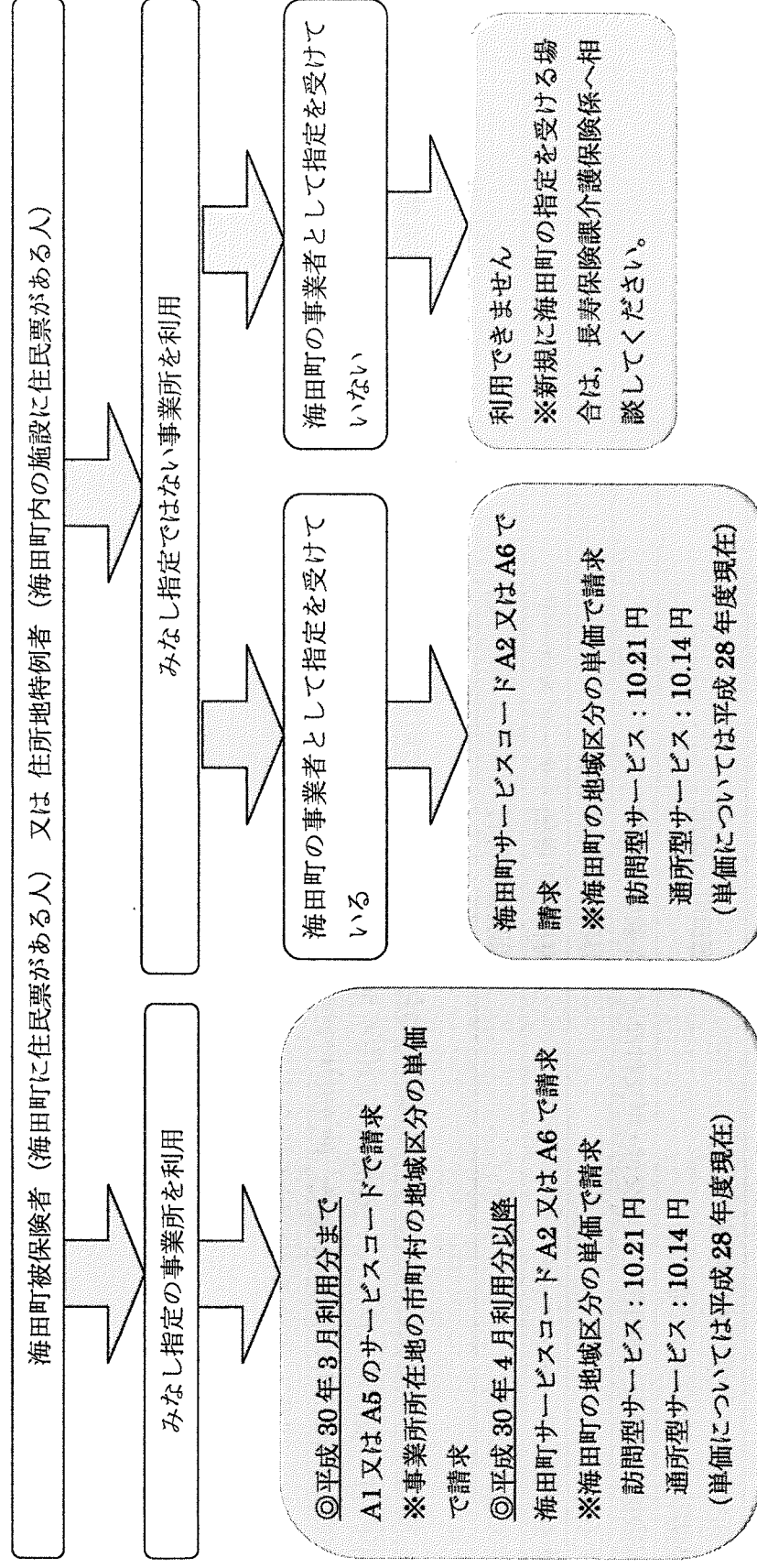
市町村をまたいで総合事業を利用する場合の取り扱いについて

- (1) 海田町内の施設に入所している住所地利例者が海田町の総合事業を利用する場合 (他市町村住所地利例者)
海田町内の施設に入所している住所地利例者は、海田町に住所を置いているため海田町の総合事業を利用できます。

項目	市町村の区分
基本チェックリスト	海田町・海田町地域包括支援センター
要支援認定	保険者市町村
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	海田町地域包括支援センター (※居宅介護支援事業所への委託は、要支援者は可能)
介護予防サービス計画作成依頼届 介護予防ケアマネジメント依頼届	海田町へ提出
介護保険被保険者証・負担割合証の交付・再交付など	保険者市町村
利用するサービス	海田町の総合事業
使用する単価・サービスコード	海田町の単価・サービスコード
過誤申立書の提出先	保険者市町村

- (2) 他市町村の施設に入所している海田町の住所地利例者が他市町村の総合事業を利用する場合 (住所地利例者)
他市町村の施設に入所している海田町の住所地利例者は、住所地の総合事業を利用できます。
※ただし、海田町の被保険者で、他市町村に居住している者 (住民票は海田町に置いたまま、他市町村に居所だけ置いている者) は、居住している市町村の総合事業を利用することはできません。

(4) 総合事業を利用 使用するサービスコード・単位数単価 フロー図



※「みなし指定の事業所」とは

平成 27 年 3 月 31 日において、指定介護予防訪問介護事業者、指定介護予防通所介護事業者であった場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、総合事業による指定事業者の指定があったとみなされます。

事業所指定等の手続きについて

(1) 総合事業のみなし指定について

※みなし指定とは・・・

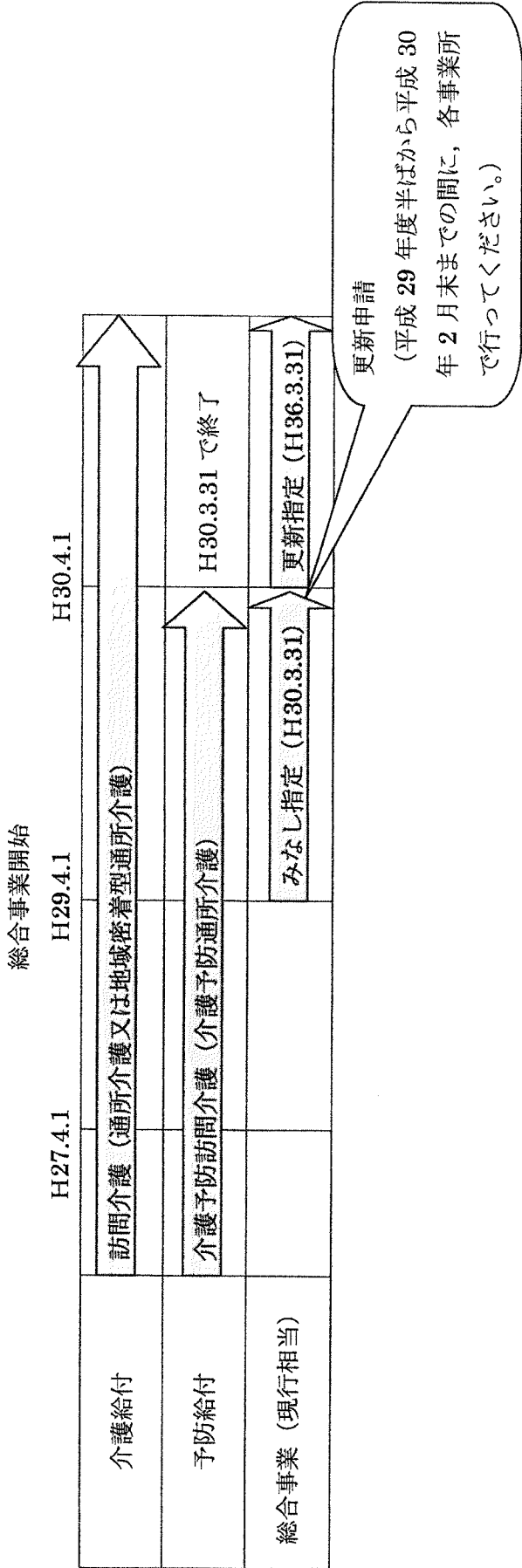
平成 27 年 3 月 31 日において，介護予防訪問介護や介護予防通所介護の指定を受けていた事業者（指定介護予防サービス事業者）は，平成 27 年 4 月 1 日において，総合事業の指定があったものとみなされます。

みなし指定の有効期間は，原則平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの 3 年までされています。

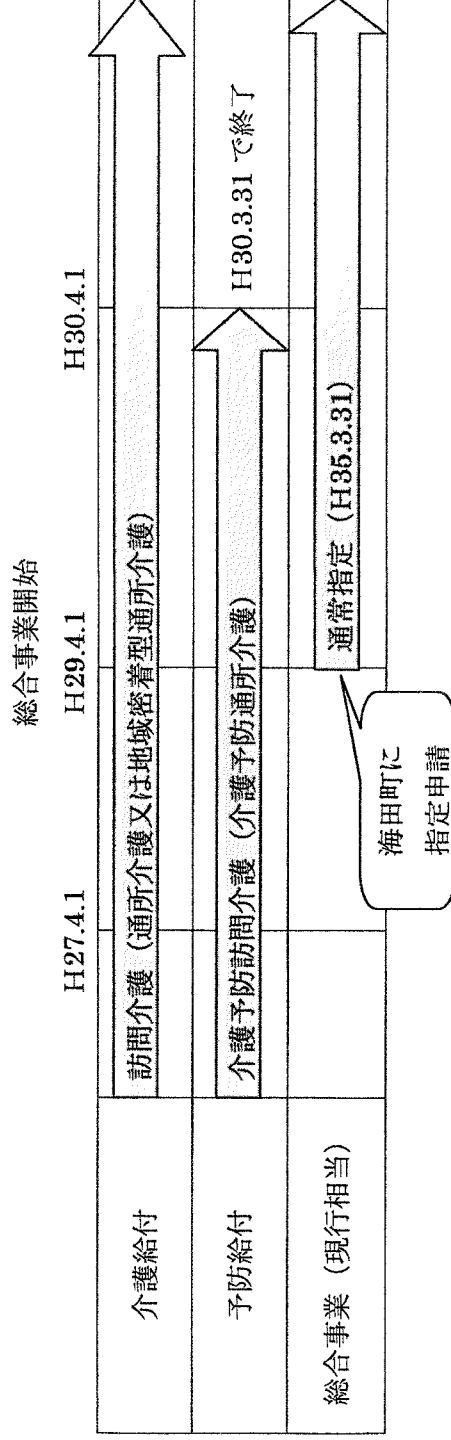
有効期間以降も事業を継続する事業者は，海田町から総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業者についてはみなし指定の対象にならないので，海田町から総合事業の指定を受ける必要があります。

① 平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所



② 平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所



(2) 定款等の変更について

①定款

総合事業の開始に伴い、事業の根拠として定款への記載が必要となります。

みなし指定事業所は、平成 30 年 3 月末までに、みなし指定の対象となっていない事業所については指定申請時までに対応をお願いします。

【記載例】 介護予防訪問介護 → 介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第 1 号訪問事業

介護予防通所介護 → 介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第 1 号通所事業

※平成 30 年 3 月 31 日までは、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載を削除しないでください。

(予防と総合事業が併存しているため。)

※定款中「老人居宅介護等支援事業」、「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の内容も含まれますので、変更は不要です。

②運営規程

総合事業への移行に伴い、提供するサービスが変わるため、変更が必要となります。

みなし指定事業所は、平成30年3月末までに、みなし指定の対象となっていない事業所については指定申請時までに対応をお願いします。

【記載例】 介護予防訪問介護 → 介護保険法に基づく第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）

介護予防通所介護 → 介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所サービス）

※その他、各事業所の状況に応じて、適宜変更してください。

※総合事業単独で作成しても、現在の運営規程を修正して一体的に作成しても、どちらでも差し支えありません。

③契約書・重要事項説明書

総合事業用に作成し、総合事業の利用者に対し、サービス提供までに随時契約をしてください。

【記載例】 介護予防訪問介護 → 介護保険法に基づく第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）

介護予防通所介護 → 介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所サービス）

※その他、各事業所の状況に応じて、適宜変更してください。

※現在の契約書・重要事項説明書に総合事業に追加して作成しても差し支えありません。

